

令和3年度 部局経営方針

部局名		福祉部	部局長名	藤本 一三	
部局の経営資源	職員数 (人)		当初予算額 (千円)		令和3年度中に策定予定の計画 (根拠法令等)
	正職員	64	一般会計	8,848,603	
	再任用職員	3	特別会計	1,704	
			前年度繰越額(千円)		
	会計年度任用職員	50	一般会計	0	
			特別会計	0	
任期付職	2				
総合計画に基づく部局の経営戦略	【基本姿勢】 福祉部は、第2次日向市総合計画後期基本計画の基本理念「人権尊重・市民協働・地域力活用」のもと「住み慣れた地域で、共に助け合いながら、生きがいを持ち、笑顔で暮らせるまち」、「教育、医療などの子育て環境が整い、恵まれた自然環境の中で元気な子どもが育つまち」、「住み慣れた場所で自立した生活を送る元気な高齢者が暮らすまち」づくりを推進します。				
	【総合計画・基本理念】 多様化、複雑化、高度化する市民ニーズや地域課題の解決のためには、「地域の在り方は地域が決め、地域が担う」という理念のもと、様々な課題に対し、市民自らが関心を持ち、地域活動に参加し、解決を図っていく自立したまちづくりを進めます。				
	【総合計画・基本目標】 市民がともに支え合い、自立した生活を送るまちづくりを進めます				
	2-1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり ・医療、保健、福祉、教育の更なる連携を図り、「ヘルシースタート事業」の充実と周知に努めます。 ・「産後ケア事業」、「不妊治療」、「ひとり親家庭」に対する支援の充実と努めます。 ・子育て支援制度の充実、子育てと仕事の両立支援に努めます。				
	2-4 障がい福祉の充実 ・障がいや障がいのある人への理解を深めるため、市民や事業者に対する啓発を行い、虐待の予防や早期発見、早期是正に努めます。 ・「基幹相談支援センター」や「地域包括支援センター」などと連携し、事業者間の連携強化や相談支援体制の充実、切れ目のない支援に努めます。 ・障がいのある人の社会参加や就労の場の確保に取り組み、労働環境や賃金水準の向上に努めます。				
	2-5 地域福祉の充実と生活支援 ・地域福祉の理解や意識・環境づくりに取り組み、複合的な課題を解決するため、関係者や関係機関との連携を強化し、福祉サービスの提供や包括的な支援に努めます。 ・生活保護の適正実施に努め、地域住民や関係機関等と連携しながら、社会参加や自立に向け、サービスの提供や個別支援に取り組みます。 ・子どもの貧困対策を推進するため、市民や地域、企業と連携を強化して支援体制の充実を図り、親子の居場所づくりを促進し、見守り、支える地域づくりに取り組みます。 ・「災害時避難行動要支援者」対策については、個別支援計画の策定に向けて地域で助け合う体制の構築を支援します。				

様式1-2 総合計画に基づく重点戦略と重点プロジェクト

【福祉部】

番号	戦略	重点プロジェクト	具体的な施策	施策の内容	所管課	予算事業名	当初予算 (千円)	予算額のうち 該当事業費 (千円)	現状と課題	R3取組内容	R3上半期	R3下半期
1	1 未来へつなげる人づくり	2 安心して産み育てるみんな子育てプロジェクト	1 ヘルシースタート事業の充実	1 ヘルシースタート事業として、妊婦健康診査の助成や産後ケア事業、多胎妊婦サポーター事業、家事支援事業など、安心して産み育てられる環境づくりに取り組みます。	こども課	ヘルシースタート事業	92,388	56,243	妊婦健診の助成、産婦健診・産後ケアの実施をベースに、多胎妊産婦や家事支援など、多様な状況に応じた切れ目のない支援メニューを拡充していくことが課題です。	妊婦健診の助成、産婦健診・産後ケアの実施に加え、新たに多胎児妊産婦サポート事業及び家事支援事業など、ヘルパー派遣による個別支援の拡充を図ります。	多胎児妊産婦サポート事業及び家事支援事業を開始します。	上半期の取り組みをふりかえりながら、支援が必要な家庭には各種支援メニューへのつなぎを推進します。
2 日向市子育て世代包括支援センターの利用促進を図ります。				こども課	ヘルシースタート事業	92,388	1,557	引き続き、産前・産後サポート事業や、支援プログラムの利用促進を図ることが課題です。	産前・産後サポート事業として、子育てサロンや各種支援プログラムを実施します。	妊娠・育児に不安を感じている妊婦や保護者に、子育てサロンや各種支援プログラムの利用につなげます。	上半期の取り組みをふりかえりながら、支援が必要な家庭には各種支援メニューへのつなぎを推進します。	
3 地域母子保健・育児支援システムの構築を図ります。				こども課	ヘルシースタート事業	92,388	18,396	妊娠期から出産を経て、乳幼児期に至るプロセスの中で支援が必要な家庭に対して、支援拠点における交流や支援機会を的確に提供していくことが課題です。	地域子育て支援センター及びつどいの広場における乳幼児と保護者の交流・子育て支援と、ファミリーサポートセンターにおける子育ての助け合いを促進します。	乳幼児健診や赤ちゃん相談等と連携して、支援が必要な保護者に支援拠点における交流・支援へつなげます。	上半期の取り組みをふりかえりながら、支援拠点の周知及び利用促進を検討します。	
4 特定不妊治療への助成を行います。				こども課	特定不妊治療費助成事業	2,250	2,250	令和3年1月より国県において特定不妊治療費助成制度の拡充が進められており、本市においても助成の拡充に取り組む必要があります。	特定不妊治療費助成の拡充に取り組めます。	実施要綱の改正等、特定不妊治療費助成の拡充に取り組めます。	引き続き助成を実施します。	
5			2 子育て世代の経済的な負担の軽減	1 子ども医療費を中学3年生まで助成します。	こども課	子ども医療助成事業	194,257	185,000	助成額、対象児童数ともに減少傾向です。時間内受診、ジェネリック医薬品の推奨により医療費の抑制が必要です。	中学3年生までの児童の医療費を助成(自己負担350円)することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、児童の健全育成を図ります。	出生時または転入時に医療費助成資格の申請を促します。また、適正な受診を啓発し、医療費抑制に努めます。	上半期同様、漏れなく医療費助成の資格取得を促すとともに、適正な受診を啓発します。
6				2 「幼児教育・保育の無償化」などにより、保育料、幼稚園使用料の負担の軽減を図ります。	こども課	子育てのための施設等利用給付事業	24,500	24,500	令和2年7月まで償還払いであったが、法定代理受領へ変更することで保護者、園の事務負担軽減を行いました。	支給要件を満たした子どもが対象施設を利用した際に要する費用を支給することで、幼児教育の無償化の適正な事務に取り組みます。	法定代理受領により保護者や園の負担軽減を図りながら、適正な事務に取り組みます。	法定代理受領により保護者や園の負担軽減を図りながら、適正な事務に取り組みます。

様式1-2 総合計画に基づく重点戦略と重点プロジェクト

【福祉部】

番号	戦略	重点プロジェクト	具体的な施策	施策の内容	所管課	予算事業名	当初予算 (千円)	予算額のうち 該当事業費 (千円)	現状と課題	R3取組内容	R3上半期	R3下半期	
7	1 未来へつなげる人づくり	2 安心して産み育てるみんな子育てプロジェクト	2 子育て世代の経済的な負担の軽減	3 ひとり親家庭の生活支援や就業支援を行います。	こども課	児童扶養手当給付事業	435,000	435,000	毎月、一定の認定申請はあるものの、一方で婚姻等による資格喪失も多く、受給者数、給付額ともに年々減少しています。	父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している者に手当を支給し、生活の安定と児童の福祉の増進を図ります。	離婚時等に児童扶養手当について説明を行い、制度の周知を図ります。8月の現況届の際に、児童の養育状況等を聴取し、不正受給の未然防止に努めます。	上半期同様、受給資格がある者に不利益が生じないよう制度の周知に努めます。	
8						こども課	ひとり親家庭医療費助成事業	40,000	40,000	助成金は年度によって増減はありますが、受給資格者は年々減少しています。適正な受診を促し、医療費の抑制を図ることが課題です。	母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成し、健康増進と自立更生の向上を図ります。自己負担額は、月額1,000円。	児童扶養手当同様、離婚時等に説明を行い、周知を図ります。適正な受診を呼びかけ、医療費の抑制を図ります。	上半期同様、制度の周知を図ります。
9						こども課	高等職業訓練促進給付金等事業	12,857	12,857	例年10人前後に給付金を支給しており、そのほとんどが看護師または准看護師の養成機関で修業しています。就職率は100%となっています。	母子家庭の母、父子家庭の父が就職の際に有利で、生活の安定に役立つ資格取得の養成訓練の受講に際し、安定した修業環境を提供するため給付金を支給します。	看護師等の養成機関で修業する者に給付金の申請を促します。	母子父子自立支援員との相談等から、次年度に看護師等の養成機関で修業を予定している方へ事業についての説明を行います。
10						こども課	自立支援教育訓練給付金等事業	204,000	204,000	令和元年度、令和2年度の助成者数は0人、2人であり、周知されていない状況です。	母子家庭の母または父子家庭の父が、雇用保険の一般教育訓練給付の対象となる教育訓練を受講した場合に、受講料の一部を支給します。	日向市母子寡婦福祉連絡協議会やハローワークと連携して、給付金の周知を図ります。	上半期同様、日向市母子寡婦福祉連絡協議会やハローワークと連携して、給付金の周知を図ります。
11						こども課	ヘルシースタート事業・発達障がい相談員設置事業	95,424	19,228	乳幼児健康診査や各種訪問支援とおして、子どもの発達に応じた切れ目のない子育て支援を充実していく必要があります。	乳幼児健康診査、乳幼児家庭全戸訪問、赤ちゃん相談、養育支援訪問を一体的に取り組み、切れ目のない子育て支援を引き続き取り組みます。	乳幼児健康診査、乳幼児家庭全戸訪問、赤ちゃん相談、養育支援訪問を一体的に取り組み、切れ目のない子育て支援を引き続き取り組みます。	上半期の取り組みをふりかえりながら、支援が必要な家庭には各種支援メニューへのつながりを推進します。
12			3 子育て支援体制の充実	2 児童虐待の防止や子どもの貧困対策の充実に取り組みます。	こども課	児童虐待防止対策支援事業・子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業	7,208	7,208	要保護児童対策地域協議会を核に個別の世帯支援を強化するとともに、民間団体と連携した子どもの貧困対策等の拡充が求められています。	要保護児童対策地域協議会を養育支援及び虐待防止のベースとしながら、個別世帯の見守り支援やフードドライブの推進を図ります。	要保護児童対策地域協議会を新たな構成のもとで開催し、個別世帯の現状と支援方針を確認していきます。また4月よりフードドライブを開始します。	子ども食堂団体等と連携した、支援対象児童等見守り支援事業の開始を目指します。	

様式1-2 総合計画に基づく重点戦略と重点プロジェクト

【福祉部】

番号	戦略	重点プロジェクト	具体的な施策	施策の内容	所管課	予算事業名	当初予算 (千円)	予算額のうち 該当事業費 (千円)	現状と課題	R3取組内容	R3上半期	R3下半期
13	1 未来へつなげる人づくり	2 安心して産み育てるみんなで子育てプロジェクト	3 子育て支援体制の充実	3 子ども家庭総合支援拠点を設置します。	こども課	児童虐待防止対策支援事業	3,698	0	子ども家庭総合支援拠点については、令和4年度までの設置が努力義務とされており、本年度において具体的な検討を進める必要があります。	子ども家庭総合支援拠点の令和4年度の設置に向けた、具体的な協議・検討を取り組めます。	本市における、子ども家庭総合支援拠点の設置にあたっての課題を整理します。	令和4年度以降の設置に向けて具体的な協議を行います。
14			1 放課後児童クラブを活用し、子育てをしながら安心して働ける放課後対策の充実に取り組めます。	こども課	放課後児童クラブ事業	52,601	52,463	民間施設も活用し、11クラブ(定員420人)を開設していますが、申込み数が多く入会できない児童が出ている状況です。	放課後児童クラブを11クラブ定員420人で開設し、放課後に保護者の監護を受けられない児童の適切な遊び場、生活の場を提供し健全育成を図ります。	新入生を中心に、入会手続きを行い、事業委託を行います。運営に関しては、クラブの状況把握、問題点の解消に努めます。新たに民間施設を活用した児童クラブの開設を検討します。	委託業者と連携し、クラブの状況把握、問題点の解消に努めます。新たな児童クラブの開設に向けて民間事業者と協議を行います。次年度の児童クラブの会員募集を行います。	
15			2 一時預かりや病児・病後児保育など、子どもの状態や保護者の就労形態に対応した保育サービスの提供に努めます。	こども課	一時預かり事業 延長保育 病児・病後児保育事業	64,023	64,023	働き方改革により、保護者の働き方も多様化しており、その就労形態に対応した保育サービスが求められています。	保護者が安心して子育てと仕事が両立できる体制を支援します。	利用促進に向けた、児童施設等への周知活動、ホームページ、子育てアプリへの情報掲載を行います。	上半期同様、周知活動等を行うとともに、次年度へ向けて、課題等の検討、協議を行います。	
16			3 保育士や幼稚園教諭など子育て支援を担う人材の確保に取り組めます。	こども課	保育の質の向上のための幼保合同研修等推進事業	80	80	コロナ禍の中で、集団で研修を行うことが難しく感染対策や開催人数を考える必要があります。	保育士、幼稚園教諭を対象とした「保育の質の向上のための研修」開催に取り組めます。	保育士、幼稚園教諭を対象として、保育の質の向上を目的とした研修会を開催し、保育に従事する者の離職を未然に防ぐことに取り組めます。	令和元年から行っている、市内高校協力のもと、養成校に進学する生徒に向けた宮崎県保育士就学資金貸付制度の周知啓発を引き続き図ります。	
17	2 活力を生み出すにぎわいづくり	1 活力を生み出す「しごと」づくりプロジェクト	3 産業人材の確保と誰もが働けるしごと環境の充実	2 障害者就労支援事業の推進や高齢者の生きがいにつながる雇用の創出に努めます。	福祉課	訓練等給付事業	625,000	625,000	工賃向上の継続的な取り組みにより、工賃向上が図られています。しかし、事業所によって受託業務内容や量に濃淡があり、工賃にも影響が生じています。	就労継続支援事業所で生産、製造された商品の市庁舎内での販売、市庁舎内のトイレ清掃管理業務の受託により、障がい者の賃金及び工賃向上を図ります。	令和3年度「日向市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」の策定と令和2年度における物品調達実績調査を行います。	就労継続支援事業所で生産、製造された商品の市庁舎内での販売、次年度の市庁舎内のトイレ清掃管理業務の受託を働きかけます。
18	3 笑顔で暮らせる地域共生の社会づくり	1 住みなれた地域で暮らせる社会づくりプロジェクト	5 障がいのある人への支援の充実	1 基幹相談支援センターと事業所、行政が連携して相談支援体制の充実に取り組めます。	福祉課	相談支援事業	16,574	4,405	令和2年8月1日より「日向・東臼杵郡障がい児者基幹相談支援センター」を開設したが、コロナ禍によりセンター、各事業所及び行政との連携した取り組みが不十分な状況です。	コロナ禍においても、基幹相談支援センター、各事業所及び行政との効果的な連携のあり方を検討し、相談体制の充実に努めます。	地域生活支援拠点等の一つである、基幹相談支援センターについて、日向入郷障害保健福祉圏域のあるべき姿について、関係機関で協議を進めます。	基幹相談支援センター、各事業所及び行政との情報共有の場を定期的に開催し、それぞれの情報共有を図ります。

様式1-2 総合計画に基づく重点戦略と重点プロジェクト

【福祉部】

番号	戦略	重点プロジェクト	具体的な施策	施策の内容	所管課	予算事業名	当初予算 (千円)	予算額のうち 該当事業費 (千円)	現状と課題	R3取組内容	R3上半期	R3下半期
19	3 笑顔で暮らせる地域共生の社会づくり	1 住みなれた地域で暮らせる社会づくりプロジェクト	5 障がいのある人への支援の充実	2 障がいのある人の社会参加の充実や促進に取り組みます。	福祉課	障害者社会参加促進事業	724	724	文化・スポーツ活動等の社会参加に係る情報提供について、特に団体へ所属していない方への充実や促進の必要があります。 また、コロナ禍で外出が制限される中においても社会参加を実感できる施策の検討が必要です。	文化・スポーツ活動に携わる担当課や市障がい者センターなどと連携し、市ホームページや広報等の活用を図るとともに、情報を入手しやすい環境づくりに努めます。	他市区町村の取り組みなどを研究し、情報を入手しやすい環境づくりを検討します。	上半期の実施内容に基づき、より良い情報提供に努めます。
20			5 障がいのある人への支援の充実	3 障がい者センター「あいどぴあ」の利活用促進に努めます。	福祉課	障害者センター管理運営費	14,266	14,266	障がいのある人が障がいのない人とともにいきいきと活動できる拠点施設として認識されるよう、同センターのあり方や周知について、継続して検討する必要があります。	同センター利用実績の分析や利用者の意見を基に、センター職員と意見交換しながらより使いやすい施設のあり方を目指します。	指定管理施設に係るモニタリング結果などを基に課題を把握します。	上半期の実施内容により、課題解決策の検討・実施に努めます。
21		3 共に支え合う地域づくりプロジェクト	2 地域福祉の推進	1 地域福祉に関する普及啓発に努め、「自助・互助・共助・公助」の理念に対する理解や支え合いの意識を醸成します。	福祉課	重層的支援体制整備事業への移行準備事業	8,400	8,400	人口減少や少子高齢化が進み、支え合いの基盤が弱まっています。 地域で支援を求める人に住民が気付き、住民相互で支援活動を行うつながりを再構築し、自治会(区)や民生委員・児童委員をはじめとした関係者、団体とのネットワークの強化が必要となっています。	(1)参加支援体制の構築 (2)多機関の協働による包括的支援体制の構築 (3)アウトリーチ等を通じた継続的支援体制の構築 (4)地域福祉部の設置推進・担い手育成 (5)介護、障がい、子ども、生活困窮分野の相談支援機関等との連携 (6)移行計画の策定、庁内連携体制の構築	(1)～(4)の取組を日向市社会福祉協議会に委託して実施します。 (5)、(6)の取組を福祉課が中心となり、関係機関や関係部署等に対して、重層的支援体制整備事業への移行に向けた制度等の周知を図ります。	(1)～(4)の取組を日向市社会福祉協議会に委託して実施します。 (5)、(6)の取組を福祉課が中心となり、整備事業への移行の判断や移行計画の策定等について、関係機関や関係部署と協議します。
22			3 地域課題解決に向け、日向市社会福祉協議会、自治会(区)、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの地域福祉を支える組織の機能やネットワークの強化を図ります。									
23			2 地域福祉を支える人材やボランティアを育成します。		福祉課	ボランティア活動支援事業	26,288	1,776	幅広い年齢層で身近で気軽にボランティア活動ができる体制を整える必要があります。 有事に備え、平常時からボランティアの力が活用できる体制整備が必要となっています。	(1)ボランティア活動の相談、支援、調整、啓発 (2)災害ボランティアの育成・拡大 (3)ボランティアネットワークの強化・推進 (4)福祉教育・体験・人材育成	(1)～(4)の取組を日向市社会福祉協議会に委託して実施します。 災害時の災害ボランティアセンターの人的費及び旅費を国庫負担の対象とするため、両者で協議を行い、協定を締結します。	(1)～(4)の取組を日向市社会福祉協議会に委託して実施します。

様式1-3 その他に取組む重点事業

【福祉部】

番号	基本目標名称	施策名称	具体的な施策名称	所管課	予算事業名	R3当初予算(千円)	予算額のうち該当事業費(千円)	現状と課題	R3取組内容	R3上半期	R3下半期
1	2 健康福祉	4 障がい福祉の充実	② 地域生活の支援	福祉課	日向市障がい福祉計画策定事業	82	82	障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」に基づく、「日向市障がい福祉計画(日向市障がい児福祉計画)」を策定しています。	平成30年度から令和2年度までを計画期間とした、「第5期日向市障がい福祉計画(第2期日向市障がい児福祉計画)」の評価を行います。	日向市障がい福祉計画策定委員会を開催し、第5期計画の評価を行います。	日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会日向市地域課題検討会に第5期計画の成果等の評価・検証を依頼します。
2				福祉課	障害児通所支援事業	260,300	260,000	障害児通所事業の実施事業所は年々増加傾向にありますが、重度障がい児に対するサービス提供事業所は少ない状況にあります。	重度障がい児へのサービスの充実については、日向入郷障害保健福祉圏域の課題として、圏域において協議を行います。	県や近隣市町村と連携を図り、重度障がい児へのサービス提供事業所の開設に向け、関係機関に働きかけを行います。	県や近隣市町村と連携を図り、重度障がい児へのサービス提供事業所の開設に向け、関係機関に働きかけを行います。
3		5 地域福祉の充実と生活支援	① 地域福祉の推進	福祉課	「地域福祉計画」推進事業	268	268	推進施策の評価と意見の集約方法等について、検討する必要があります。地域福祉計画の策定に向けた、アンケート調査を実施する必要があります。	推進施策に対する関係課及び関係機関の自己評価を経て、地域福祉推進委員会からの意見等を集約し、改善を図ります。令和4年度の地域福祉計画策定に向けたアンケート調査を行います。	推進施策に対する関係課及び関係機関の自己評価を依頼します。地域福祉推進委員会を開催し、自己評価に対する意見等を集約し、改善を図ります。	令和4年度の地域福祉計画策定に向けたアンケート調査を行います。
4				福祉課	生活保護費	1,336,800	1,336,800	コロナ禍による要保護者からの生活保護に関する面接相談及び保護の決定の件数の増加に対応するため、必要な方へ必要な生活保護が滞りなく決定されるように、福祉事務所における体制の整備が必要です。	要保護世帯に対して、9種類の扶助費を支給し自立を支援します。	生活保護業務実施方針を決定し、他法他施策の活用等の現業活動を行い、併せて課税調査を実施します。	資産・収入申告書を徴収し、未申告収入の有無や手持ち金状況を確認します。協力事業所等と連携して、若年無業者の社会参加や就労体験を促進します。
5				福祉課	生活保護の適正実施推進事業(補助対象)	20,255	20,255	65歳未満の生活保護受給者において、就労に向けて課題を抱える方が多く、支援を行っても実際の就労までには至らないケースが増加しています。	就労支援専門員、健康管理支援専門員、特別指導員の配置、レセプト点検、面接相談員による新規相談等を実施します。	就労支援及び健康管理を要する生活保護受給者をケースワーカーが選定し、それぞれの支援の長期・短期目標を作成します。	作成した長期・短期目標を基に、具体的な支援策を対象となる生活保護受給者に助言しながら、進めていきます。

様式1-3 その他に取組む重点事業

【福祉部】

番号	基本目標名称	施策名称	具体的な施策名称	所管課	予算事業名	R3当初予算 (千円)	予算額のうち 該当事業費 (千円)	現状と課題	R3取組内容	R3上半期	R3下半期
6	2 健康福祉	5 地域福祉の充実と生活支援	② 生活支援と自立の促進	福祉課	生活保護の適正実施推進事業(市単)	3,928	3,928	生活保護受給者は、健康上の課題を抱える方が多いにもかかわらず、改善に向けた諸活動が低調な状況にあり、自立の助長の観点から、その健康増進を支援する取組を進める必要があります。	医療扶助及び介護扶助の適正実施、ケースワーカーの職務資格の取得、扶助費の適正支出と事務処理の効率化を図ります。	医療扶助及び介護扶助の適正実施について、レセプト・介護保険サービス状況を確認しながら、適正受診及び利用を指導します。	医療扶助及び介護扶助の適正実施について、レセプト・介護保険サービス状況を確認しながら、適正受診及び利用を指導します。
7				福祉課	生活困窮者自立支援事業	24,445	24,445	地域共生社会の実現に向け、複合課題、制度の狭間、自ら支援を求めることが難しい人を支援につなげていく必要があります。また、地域における互助の関係づくりや参加、就労の場を求め、地域との関係づくりを行うことが求められています。	日向市社会福祉協議会に委託して自立相談支援・家計改善支援・子どもの学習生活支援・居場所サロンの実施し、生活保護に至る前において対象世帯の困窮解消を図るとともに子ども・若者の支援を重点的に取り組みます。	コロナ禍の影響により生活困窮に至った世帯を支援につなげるために、庁内相談・徴収窓口と市生活相談支援センター「心から」の連携を推進します。子どもの学習生活支援事業において、利用児童生徒の増加を受け、「まなびスペース」と連携した支援に取り組むとともに、学習支援員の増員を図ります。	若者支援として協力事業所と連携した就労体験を推進します。事業報告会の開催を検討し、困窮者支援における市民の協力を呼びかけます。
8	4 生活環境	2 防災体制の充実	② 災害に強いまちづくり	福祉課	災害応急対策の充実に要する経費	1,609	1,127	要支援者数の多いモデル地区の個別計画の作成については、コロナ禍もあり進んでいません。福祉避難所の指定は進んでいますが、設置・運営マニュアルの策定が求められています。	モデル地区の個別計画の作成を進め、課題と対策を検討します。福祉避難所の設置・運営マニュアルを策定します。	要支援者数の多いモデル地区において、関係者と協議し、課題を抽出するとともに、実際に計画を策定します。福祉避難所の意見等を集約し、設置・運営マニュアルを策定します。	モデル地区の個別計画作成にあたり、課題への対策を講じるとともに、作成を支援します。

様式1-4 行財政改革大綱に基づく行動計画

【福祉部】

番号	基本方針	取組項目	実施項目	部局	所管課	R3取組内容	R3上半期	R3下半期	
1	市民に信頼される行政サービスの提供	広報・広聴活動の充実	市政の情報発信の充実	福祉部	全課	市HP及び子育て支援アプリを活用した事業サービスのPRと取り組みの振り返りを行います。	重点事業や新規・拡充事業のPRを行います。	広報活動状況について振り返りを行います。	
2			市民ニーズの的確な把握	福祉部	全課	第4次日向日地域福祉計画の策定にあたり、市民及び事業所に対して、地域福祉に関するアンケート調査を実施します。	社会福祉法の改正等を踏まえたアンケート内容や調査方法等の検討を行います。	アンケートを実施して取りまとめを行い、地域福祉計画の策定や関連施策の参考とします。	
3		職員の育成	災害に対する職員対応能力の強化	福祉部	全課	業務時・業務外における職員の危険回避対応の確認を行います。	業務時・業務外における職員の危険回避対応の個別確認を行います。	確認された危険回避対応について、個別に点検・検証を行います。	
4		市民に開かれた市役所づくり	窓口サービスの充実	福祉部	全課	窓口業務マニュアルの作成・見直しを通じたサービスの充実を図ります。	業務におけるマニュアルの有無の確認、見直し、作成を行います。	作成・見直した窓口業務マニュアルを共有し、サービスの充実を図ります。	
5		情報公開と個人情報の保護	情報公開制度と個人情報保護制度の適正な運用	福祉部	全課	個人情報の保護に努め、適正な情報開示の運用を行います。	個別支援事例における情報開示請求取扱いについて対応方針を整備します。	上半期の取り組みを通して、情報開示請求等を受理した際は、適正な対応を行います。	
6		効果的・効率的な行政経営の推進	計画的な行政経営の推進	事務事業の見直し	福祉部	全課	事務事業の見直し並びに効率性の向上に努めます。	相談援助業務においては、進行プロセス（課内カンファレンス等）や帳票の集約に取り組みます。	事務事業について適宜見直しを行います。
7			行政運営の効率化の推進	内部統制体制の整備	福祉部	全課	業務におけるマニュアルの作成を推進します。	各業務においてマニュアルの有無及び必要性について確認します。	上半期の取り組みを踏まえて、個別業務のマニュアルの作成を推進します。

様式1-4 行財政改革大綱に基づく行動計画

【福祉部】

番号	基本方針	取組項目	実施項目	部局	所管課	R3取組内容	R3上半期	R3下半期	
8	効果的・効率的な行政経営の推進	行政運営の効率化の推進	民間活力の活用	福祉部	福祉課	行政運営の効率化及び行政サービスの向上を図るため、民間への指定管理者制度の活用に努めます。	指定管理者制度において「市障がい者センター」の運営を行い、施設の利用促進をはじめ、各種事業に取り組みます。	「市障がい者センター」の利用促進及び各種事業に取り組みます。	
9			職員の働き方改革	福祉部	全課	繁忙時の職員間のサポート等を通して、業務負担の平準化を図ります。	業務の過程に応じて、特定の職員の負担が偏らないよう、繁忙時のサポートに取り組みます。	事務負担の軽減が可能な業務について、マニュアル作成を行います。上半期の取り組みを通して、必要に応じて業務・事務の分担の見直し等を行います。	
10	未来につなげる財政運営	適正な財政運営	補助金等の見直し	福祉部	全課	事業実績報告や収支決算書などにより、実態に合った交付額となるよう、引き続き精査に努めます。	前年度交付額の確定事務において、精査に努めます。	翌年度当初予算要求時において、社会情勢やニーズを踏まえ、精査に努めます。	
11			自主財源の確保	債権管理の推進	福祉部	全課	各係において適正な債権管理に努めます。	各係において債権管理状況の点検を債権管理マニュアルと照合して行います。	上半期の取り組みを通して、債権管理のプロセスにおいて必要な見直しを行い、適正な債権管理に取り組みます。
12				広告掲載事業の拡充	福祉部	こども課	子育てガイドブックにおける広告掲載を継続します。	子育てガイドブックのレイアウト及び広告掲載数について検討を行います。	子育てガイドブックにおける広告掲載を継続します。